

(第6-2号表) 免許法第5条の2第3項により特別支援学校の教員免許状の新教育領域を追加して定める場合

科目				種別		専修免許状・一種免許状		二種免許状	
				新教育領域		視覚障害者に関する教育領域 聴覚障害者に関する教育領域	知的障害者に関する教育領域 肢体不自由者に関する教育領域 病弱者に関する教育領域	視覚障害者に関する教育領域 聴覚障害者に関する教育領域	知的障害者に関する教育領域 肢体不自由者に関する教育領域 病弱者に関する教育領域
				在職年数		特別支援学校としての勤務経験 (当該免許状に定められている特別支援領域又は追加の定めを受けようとする新教育領域を担当する教員としての勤務年数に限る) 1年		特別支援学校の教員としての勤務経験 (幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教員としての勤務年数を含む) 1年	
特別支援教育に関する科目	※免規7	※特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	※	※				
	第2欄		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	☆4	★2	☆2	★1		
			計	4	2	2	1		

- 注1 ※「免規7」は、免許法施行規則第7条を示す。
 2 ※「特別支援教育領域に関する科目」は、追加して定めを受けようとする新教育領域の種類に応じ、当該領域に関する科目を修得すること。
 3 ☆の単位については、免許法施行規則第7条第5項第1号イのとおり取得すること。
 4 ★の単位については、免許法施行規則第7条第5項第1号ロのとおり取得すること。